

## 【国際水域施設 制限区域のおしらせ】

金武湾港及び中城湾港の国際水域施設において、テロ対策を実施しています。  
ご理解とご協力お願いいたします。

### 制限区域の設定

沖縄県は、金武湾港及び中城湾港の国際水域施設の保安管理を行っており、重要国際埠頭施設等の前面の泊地等において、人又は船舶が正当な理由なく立ち入ることを防止する「制限区域」を定めています。（平成 16 年 7 月 1 日施行）

### 制限区域の管理

沖縄県港湾管理条例第 4 条において、「知事は、港湾施設の保全又は機能の確保のため必要があると認められるときは、その施設の使用を禁止し、又は制限をすることができる。」と規定しています。

これにより、港湾管理者である沖縄県は以下に示す措置を講じています。

### 制限区域の進入制限

**正当な理由のない人又は船舶の制限区域内の使用を禁止します。**

### 管理のための措置

水域保安管理者は、制限区域内に不審な人又は船舶が侵入している旨の連絡を受けた場合は、当該船舶に対し、制限区域内から退去するよう警告その他の措置を講じます。

### 【制限区域】

別紙「国際水域施設制限区域の位置図」参照

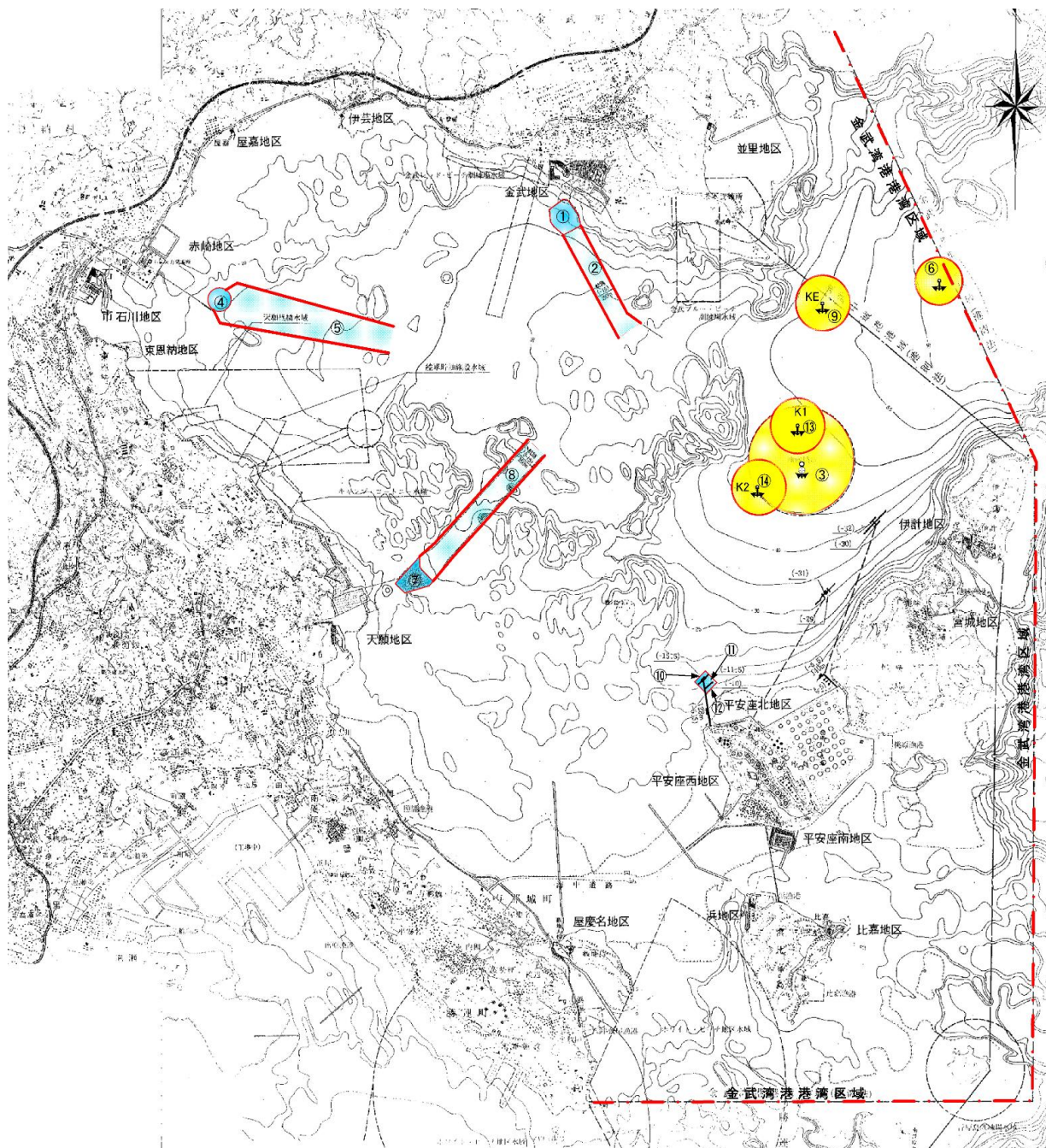
### 【参考】

2001 年 9 月の米国同時多発テロを契機に、2002 年 12 月に海上人命安全条約（\*SOLAS 条約）が改正されたことに対応するため、日本でも「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律」（略称：国際船舶・港湾保安法）が 2004 年（平成 16 年）7 月から施行され、港湾施設の保安措置を行うことが義務づけられました。

（\*SOLAS：「Safety of Life at Sea」の略）

## 【国際水域施設と制限区域（水域）の位置図】

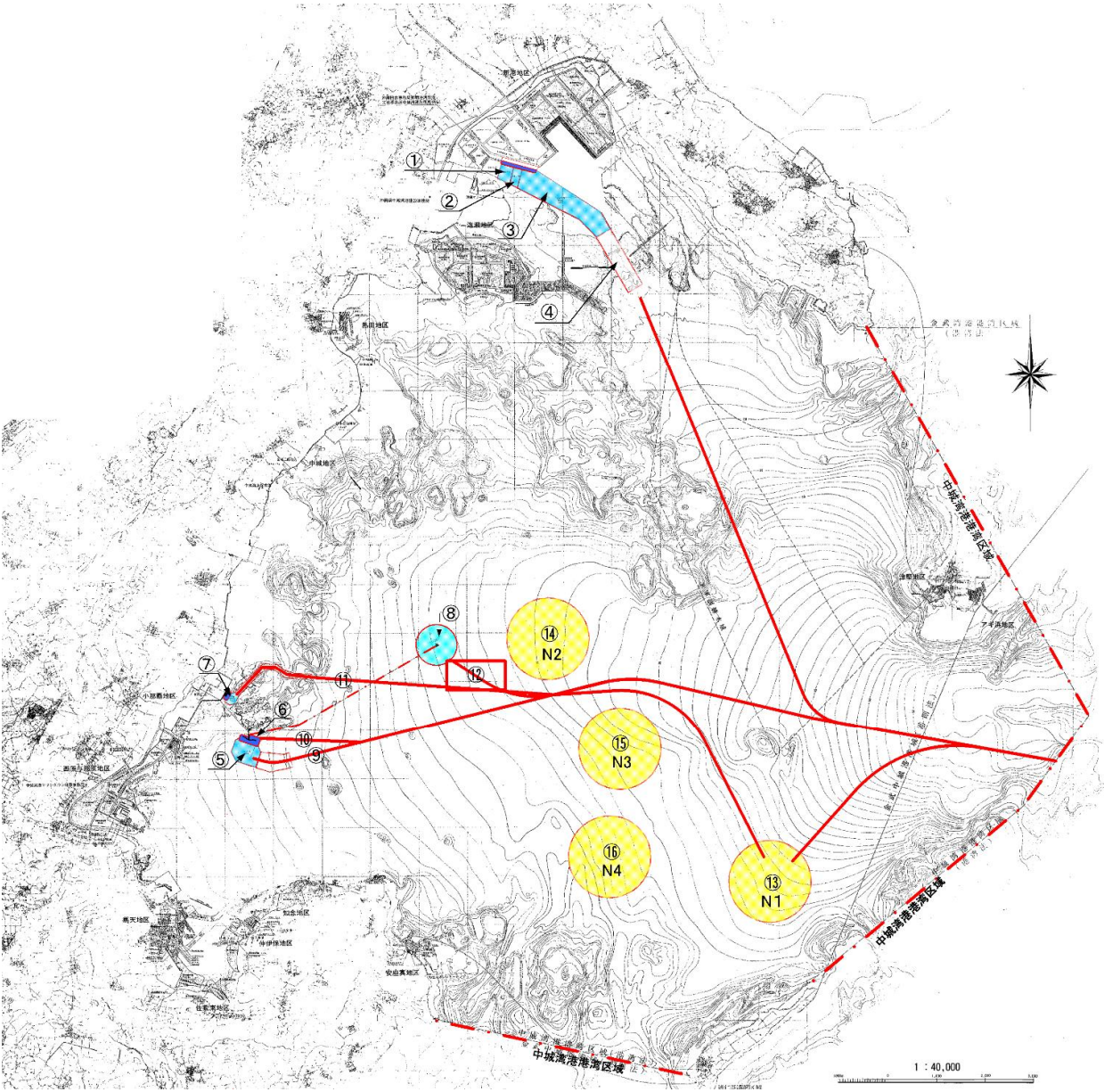
### 1.金武湾港国際水域施設



| 凡 例 |         |
|-----|---------|
|     | 泊 地     |
|     | 航 路     |
|     | 錨 地     |
|     | 港 湾 区 域 |



2.中城湾港国际水域设施



| 凡 例 |      |
|-----|------|
|     | 泊 地  |
|     | 航 路  |
|     | 锚 地  |
|     | 港湾区域 |